

「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」に基づく**随意契約**に係る情報の公表（物品役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

平成 29 年 4 月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円:税込)	契約金額 (円:税込)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
大分第2ソフィアプラザビル (3階、4階、6階) 貸室賃貸借契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月1日	三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝3丁目33番1号	2010001146005	前年度に引き続き大分労働局事務室として 利用するため、契約相手が所有する建 物について契約したもの。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	63,242,448	63,242,448	100.0%	0				
大分第2ソフィアプラザビル 駐車場使用契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月1日	三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝3丁目33番1号	2010001146005	前年度に引き続き大分労働局駐車場として 利用するため、契約相手が所有する土 地について契約したもの。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,931,040	1,931,040	100.0%	0				
大分第2ソフィアプラザビル (3階、4階の一部、6階) 清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	大分ビル管理株式会社 大分県大分市都町1丁目1番23 号	8320001000307	事務室賃貸借契約相手方の指定業者が あるため、他社との契約は不可能なた め。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,559,088	1,559,088	100.0%	0				
大分公共職業安定所駐車場 使用契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月1日	大分県知事 広瀬勝貞 大分県大分市大手町3丁目1番 1号	1000020440001	前年度に引き続き来所者用駐車場として 利用するため、契約相手が所有する土 地について契約したもの。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,897,510	1,897,510	100.0%	0				
大分公共職業安定所分庁舎 (生活・就職支援センター) 事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月1日	株式会社東海地所 沖縄県那覇市東町11番12号 清州第1ビル	3360001004936	前年度に引き続き事務室として利用する ため、契約相手が所有する建物について 契約したもの。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,776,960	1,776,960	100.0%	0				
ハローワーク大分OASIS庁舎 事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月1日	株式会社 エフ・ティー・シー大 分 大分県大分市高砂町2番50号	4320001000649	前年度に引き続き事務室として利用する ため、契約相手が所有する建物について 契約したもの。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	20,752,512	20,752,512	100.0%	0				

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に予定調達総額及び契約単価を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載すること。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注3) 予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないものは備考欄に「少額随契」と記載すること。

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円:税込)	契約金額(円:税込)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
雇用保険受給者就職支援センター事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月1日	株式会社エフ・ティー・シー大分 大分県大分市高砂町2番50号	4320001000649	前年度に引き続き事務室として利用するため、契約相手が所有する建物について契約したもの。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,851,432	1,851,432	100.0%	0				
ハローワーク大分OASIS庁舎清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	合同産業株式会社大分営業所 大分県大分市高砂町4番20号	8240001003342	事務室賃貸借契約相手方の指定業者があるため、他社との契約は不可能なため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,280,700	1,280,700	100.0%	0				
給与・給与振込・人事・相談員・児童手当システムソフトウェアサポート及び使用契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	コンピュータ・システム(株) 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4丁目273番3	5130001002985	開発業者である契約者による保守及びシステムサポートが不可欠であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	1,415,880	1,415,880	100.0%	0				
パソコン給与・相談員オンラインシステムソフトウェアサポート及び使用契約	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4丁目273番3	5130001002985	開発業者である契約者による保守及びシステムサポートが不可欠であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	2,449,440	2,449,440	100.0%	0				
書類保管業務委託	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	大成倉庫株式会社 大分県大分市豊海4丁目2番1号	1320001001617	現に書類を保管しているトランクルームの管理・使用にかかる契約であり、これを変更する場合、管理書類の移送並びに管理方法の再整理を行わなければならない、膨大な時間と多額の費用が生じるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	@9,750(ほか (1,467,720))	@9,750(ほか (1,467,720))	100.0%	0				単価契約
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	社会福祉法人 博愛会 大分県大分市大字野田759番地1	8320005000526	契約の相手方は、都道府県知事から障害者就業・生活支援センターに指定された団体であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	41,666,000	41,666,000	100.0%	0				大分プラザ
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 大分県大分市大津町2丁目1番41号	5320005000479	契約の相手方は、都道府県知事から障害者就業・生活支援センターに指定された団体であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	19,723,000	18,559,000	94.1%	0				サポートネット すまいる

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に予定調達総額及び契約単価を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載すること。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注3) 予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないものは備考欄に「少額随契」と記載すること。

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円:税込)	契約金額 (円:税込)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
障害者就業・生活支援センター 事業委託	支出負担行為担当官 大分県労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	社会福祉法人 大分県社会福祉事業団  大分県大分市大津町2丁目 1番41号	5320005000479	契約の相手方は、都道府県知事から障 害者就業・生活支援センターに指定され た団体であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	14,655,000	14,655,000	100.0%	0				はぎの
障害者就業・生活支援センター 事業委託	支出負担行為担当官 大分県労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	社会福祉法人 紫雲会  大分県豊後大野市三重町 本城2050	8320005006226	契約の相手方は、都道府県知事から障 害者就業・生活支援センターに指定され た団体であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	14,447,000	14,446,000	100.0%	0				つばき
障害者就業・生活支援センター 事業委託	支出負担行為担当官 大分県労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	社会福祉法人 太陽の家  大分県別府市大字内竈1393番 2	2320005002619	契約の相手方は、都道府県知事から障 害者就業・生活支援センターに指定され た団体であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	24,928,000	23,148,000	92.9%	0				たいよう
障害者就業・生活支援センター 事業委託	支出負担行為担当官 大分県労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	社会福祉法人 大分県社会福祉事業団  大分県大分市大津町2丁目 1番41号	5320005000479	契約の相手方は、都道府県知事から障 害者就業・生活支援センターに指定され た団体であるため。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	14,601,000	13,678,000	93.7%	0				じゃんぶ
高齢者活躍人材育成事業委託	支出負担行為担当官 大分県労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	公益社団法人 大分県シルバー人材センター連 合会  大分県大分市金池町1丁目1番 1号	5320005008209	高齢者雇用安定法第42条第1項第3号に基 づき、本事業については、シルバー人材セ ンターが主体となって実施するものであり、契約 の相手方は、都道府県知事が指定するシル バー人材センターに指定された団体であるた め。 ＜会計法第29条の3第4項＞ ＜予決令第102条の4第3号＞	22,144,666	21,648,955	97.8%	1	公益 社団 法人	都道 府県	1	
平成29年度医療労務管理支援事 業	支出負担行為担当官 大分県労働局総務部長 植村 浩明 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	平成29年4月3日	大分県社会保険労務士会  大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル4階	2320005001091	一般競争入札を実施したが不落札とな り、入札に参加した者より見積書を徴した ところ、予定価格の範囲内であったため 契約したもの。 ＜会計法第29条の3第5項＞ ＜予決令第99条の2、第102条の4第7号＞	4,428,910	4,275,470	96.5%					
< 以下余白 >													

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に予定調達総額及び契約単価を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載すること。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注3) 予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないものは備考欄に「少額随契」と記載すること。